

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	長野計器株式会社			コード	7715
提出日	2026/6/4	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催予定の第104回定時株主総会において、取締役選任議案が附議されるにあたり鈴木正徳氏(社外取締役)と梅澤佳子氏(社外取締役)を再任予定であり、引続き独立役員に指定するため。また、監査役選任議案が附議されるにあたり社外監査役水澤博敏氏が退任し、新たに社外監査役に加藤重治氏を選任する予定であり、独立役員として指定するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	鈴木正徳	社外取締役	○														○		有
2	寺島義幸	社外取締役	○														△		有
3	梅澤佳子	社外取締役	○														○		有
4	神吉正	社外監査役																	
5	加藤重治	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	—	経済産業省・中小企業庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識を独立した立場から当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役として選任しております。 4. 補足説明で記載の当社が定める独立性判断基準のすべての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	寺島義幸氏の後援団体の蓼浅会に対し、当社は会費及び寄付を支払っておりますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないとされることから、概要の記載を省略します。	衆議院議員及び長野県議会議員として培われた豊富な経験と政治・経済・文化等に関する見識があり、会社経営に直接関与した経験はありませんが、会社勤務の経験も含めて、培われた豊富な経験と見識を事業家の視点とは異なる立場から当社の経営に活かしていただくとともに取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役として選任しております。 4. 補足説明で記載の当社が定める独立性判断基準のすべての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。なお、寺島義幸氏が所属していた後援団体の蓼浅会に対し、当社は会費及び寄付を支払っておりますが、過去10年間における平均支払額(30万円以下)であり、上記の独立性判断基準に抵触していません。
3	—	会社経営に直接関与した経験はありませんが、事業家と異なる学識経験者の立場から、その豊かな経験と幅広い見識を、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため、社外取締役として選任しております。 4. 補足説明で記載の当社が定める独立性判断基準のすべての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	—	金融機関経営者及び企業経営者の豊かな経験と経営全般に関する客観的かつ公正な見識により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行うとともに、監査役として重要な協議や監査結果につき必要な発言を行うため、引き続き社外監査役として選任しております。
5	—	会社経営に直接関与した経験はありませんが、文部科学省、経済産業省、内閣府、国立研究開発法人理化学研究所、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園等にて培われた専門的な見識と豊富な経験を活かし、当社の技術開発、組織運営、社員教育、及びグローバル経営等の観点にて、取締役会の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行い、また、監査役として重要な協議や監査結果につき必要な発言を行っていただくため、新たに社外監査役候補者として選任しております。 4. 補足説明で記載の当社が定める独立性判断基準のすべての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、以下のとおり独立性判断基準を定めており、すべての要件を充たす者を社外役員候補者として指名しています。

1. 社外取締役または社外監査役のうち、次の各号に定める者に該当しない社外取締役または社外監査役を独立性(一般株主と利益相反が生じるおそれがない)のある社外取締役または社外監査役(以下、「独立社外取締役」、「独立社外監査役」、または「独立役員」という。)とする。
 - (1) 当会社の有価証券報告書記載の関係会社または兄弟会社の業務執行者(最近または過去に業務執行者であったものを含む。以下、「業務執行者」という場合はこれに同じ。)
 - (2) 当会社の主要な取引先またはその業務執行者
 - (3) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (4) 当社から取締役または監査役報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、または当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に所属していた者
 - (5) 当会社の主要株主(当該主要株主が法人の場合はその業務執行者)
 - (6) 上記第1号乃至第5号に掲げる者の近親者(2親等内の親族をいう。以下同じ。)もしくは、当社または当社の子会社の業務執行者(業務執行者でない取締役または業務執行者でない取締役であった者を含む。)の近親者
2. 前1. における用語の定義は、次の各号に定める意味とする。
 - (1) 前1. 第1号乃至第3号並びに第5号および第6号の「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。また、「最近」とは、当該社外取締役または社外監査役を選任する株主総会議案の内容が決定した時点をいい、「過去」とは、業務執行者退任後10年間をいう。
 - ① 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する取締役または監査役
 - ② 業務を執行する社員、法人が業務を執行する社員である場合における当該業務を執行する社員の職務を行うべき者、その他これに相当する者
 - ③ 使用人
 - (2) 前1. 第2号または第3号において、「主要な」とは、当社または主な連結子会社と取引先との間の1事業年度における取引金額が、いずれかの連結売上高の1%を超える場合をいう。
 - (3) 前1. 第4号において、「多額の」とは、当社に対するサービス提供において、サービス提供者本人(個人)、またはサービス提供者が所属する法人、組合等の団体が以下のいずれかに該当する場合をいう。「所属する」または「所属していた者」とは、パートナーのみならずいわゆるオプカウンセル及びアソシエイトも含む。
 - ① サービス提供者本人：当社から年間100万円相当以上の収入を得ている
 - ② サービス提供者が所属する団体：当社との間の1事業年度における取引金額が当社または当該団体の連結売上高の1%を超える「当該団体に所属していた者」とは、過去10年間に当該団体に所属していた者をいう。
 - (4) 前1. 第5号において、「主要株主」とは、当社の議決権の10%以上を保有する株主をいう。
 - (5) 前1. 第6号において、「業務執行者でない取締役であった」とは、過去10年間に業務執行者でない取締役であったことをいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。